

日本で生まれた子どもの台湾戸籍届出手続きの流れ(20歳未満)

申請方式

台湾に直接入国後、定居証原本を申請

・台湾滞在期間は少なくとも1ヶ月以上必要

・必ず戸籍届出所在地にある移民署サービスステーションへ必要な書類を問い合わせること

本処にて単次入国許可証及台湾地区定居証副本を申請(申請期間約1ヶ月)
¥4100

*本処認証申請に必要なもの

1. 申請者の身分証明書(パスポート)原本及び写し
2. 認証書類原本及び写し
3. 費用¥2300/一部

・約3営業日後発行

福岡弁事処

事前に認証が必要な書類

1. **出生届け写し**(市/区役所或いは法務局にて申請)
2. **出生届の写し中訳文**(台湾の地方裁判所/公証役場でも認証可能) [本処見本](#)
3. **予防接種証明書**(12歳以上の場合は健康診断となり、台湾での受診も可能)
4. **定居同意書**(両親の一方のみが直接台湾の移民署に出向いて定居証を申請する場合)
*12歳以下の場合、日本の母子手帳(接種記録有り)を台湾衛生局/所に提示し、**児童健康手帳**を申請すれば、接種証明の認証は不要。

両親、子供揃っての来処必須[移民署ウェブサイト](#)にある必要書類を提出し、手続きを行う、両親の印鑑も必要

必要な書類説明

[定居証副本](#)

定居証副本の有効期限内に入国(期限6ヶ月)

移民署サービスステーション

定居証原本を申請(審査日数:約7日但し、土日祝日を除く)

*実際の手続き当機関による

[移民署中文網-臺灣地區無戶籍國民申請在臺灣地區定居送件須知](#)
(immigration.gov.tw)

定居証副本を提出し、定居証原本に引き換える(所要日数:約3日)

*実際の手続き当機関による

[移民署中文網-定居証副本換發正本](#)
(immigration.gov.tw)

*日本パスポート、外国パスポート或いは身分証番号の無い台湾パスポート+臨人字號入国許可の所持者も定居証申請及び戸籍届出が可能。但し、本人が台湾に入国することが条件

戸政事務所

定居証原本を受け取った翌日から30日以内に該当戸政事務所に提出し、戸籍届出の手続きを行う

(戸籍届出にかかるその他必要書類や必要日数については、各戸政事務所へお問い合わせください)

*パスポートを初めて申請する際の本人確認は、戸政事務所でも可能

[初設戸籍登記](#) (ris.gov.tw)

外交部領務局

戸籍届出後、外交部領事事務局にて身分証番号が記載されたパスポートを申請し、**取得した上で出国**

(所要日数:約10営業日)

[外交部領事事務局全球資訊網-在臺有戶籍國民在國內首次申請普通護照說明書](#)
(boca.gov.tw)